

# 鞍手町期間入札公売会の注意事項等

1. 入札期間 令和8年1月13日(火)～1月14日(水) 9時30分～16時30分

2. 場所 鞍手町役場 1階 多目的ホールB

3. 展示方法 出品物を多目的ホールBに展示

4. 必要なもの 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真入りのもの)

※代理人が入札する場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの

## 5. 入札方法

多目的ホールBで配付する入札書に次の事項を記入し、入札箱に投函してください。

①入札する日付

②入札される方の住所、氏名(フリガナ)、電話番号(昼間に確実に連絡がつくもの)

③入札価額

### 【注意】

- ・ 入札書を書き損じたときは、訂正をしないで新しいものを使用してください。金額を訂正したものは無効となります。
- ・ 一度入札した入札書は、入札期間中であっても、引換え、変更または取消しをすることはできません。
- ・ 同一の物品番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。2枚以上提出した場合は、入札書の全てが無効となります。
- ・ 落札後は買受を辞退することはできません。
- ・ 郵送での入札は行いません。

## 6. 参加資格

18歳以上の方(18歳未満の方は、保護者などが代理人となる場合のみ参加できます。)

ただし、次の事項に該当する方は、入札に参加すること及び公売財産を買い受けることはできません。

ア 買受人の制限(滞納者本人、徴税吏員)、公売参加者の制限(適正な公売実施を妨げる行為をする人)等により買受人となることができない者(国税徴収法第92条、同108条)

イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

## 7. 開札の方法

開札は開札日時(令和8年1月15日(木) 9時)に多目的ホールBで職員立ち合いのもと行います。

## 8. 最高価申込者の決定

物品番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

最高価申込者に決定した方にのみ、その旨を開札後に電話でお知らせします。

## 9. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合(同額入札の場合)には、その方同士により追加入札を行います。

追加入札は、令和8年1月15日(木)13時から18時30分までの間に最高価申込者となるべき方に鞍手町役場税務保険課にお越しいただき、再度入札していただきます。

追加入札の価額がなお同額のときは、公売担当職員による「くじ」で最高価申込者を決定します。

※追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければなりません。

## 10. 買受代金の納付及び物品の引き渡し

買受人は、代金納付期限(令和8年1月21日(水)の13時30分)までに、本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真入りのもの)を持参し、鞍手町役場税務保険課で納付書を受け取り、買受代金の全額をお支払いください。お支払いは、**現金のみ**とします。

買受代金納付後、物品をお渡しします。その際に「公売物件受領書」に記入していただきます。

## 11. その他の留意事項

- ・ 公売物品は全て中古品扱いです。使用や経年劣化による傷・汚れ・使用感があります。
- ・ 公売物品は現状有姿での引き渡しとなります。落札後、いかなる理由があっても、キャンセル・返品・交換・苦情等はお受けいたしません。
- ・ 場合によっては、公売手続きを中止することがあります。